第５回社会保障審議会年金部会 平　成　１　９　年　９　月　５　日	資料１

平　成　２０　年　度

予算概算要求の主要事項

厚　生　労　働　省

＜　計数については、整理上、変動があり得る。＞

ー 目 次 ー

Ⅰ　予算概算要求総括表

Ⅱ　主要事項

第１　健康な生活と安心で質の高い医療の確保等のための施策の推進 …… １
　１　医師確保対策などの安全・安心で質の高い医療提供体制の充実
　２　新健康フロンティア戦略の推進
　３　がん対策の総合的かつ計画的な推進
　４　革新的医薬品・医療機器創出の推進
　５　感染症・疾病対策の推進
　６　安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保
　７　医療費適正化に関する施策の推進

第２　成長力の底上げに向けた雇用対策・職業能力開発等の推進 ………… １３
　１　「職業能力形成システム」（通称『ジョブ・カード制度』）の構築
　２　母子家庭、生活保護世帯、障害者等の福祉・雇用両面の支援による自立・生活の向上
　３　中小企業の人材確保等への支援と最低賃金制度の充実
　４　若者の雇用・生活の安定と働く意欲の向上

第３　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と公正かつ多様な働き方の実現 ……………………………………………………………… ２０
　１　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
　２　持続的なキャリア形成の実現
　３　公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備
　４　安全・安心な職場づくり

第４　人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進 ……………………… ２６
　１　地域の子育て支援の推進
　２　児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
　３　母子家庭等自立支援対策の推進
　４　母子保健医療の充実
　５　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現（再掲）
　６　若者の雇用・生活の安定と働く意欲の向上（再掲）

第５　高齢者等が生き生きと安心して暮らせる福祉社会の実現 …………… ３１
　１　介護保険制度の着実な実施と関連施策の推進
　２　いくつになっても働ける社会を目指した高齢者雇用対策の推進（再掲）
★３　持続可能で安心できる年金制度の構築　Ｐ３３
　４　地域福祉の再構築
　５　自立支援に重点をおいた生活保護制度の適正な実施
　６　ホームレスの自立支援
　７　福祉・介護サービス従事者の養成確保の推進

第６　障害者の自立支援の推進　……………………………………………………　３５
１　障害者の自立生活を支援するための施策の推進
２　精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進
３　発達障害者支援施策の更なる拡充
４　障害者に対する就労支援の推進（再掲）

第７　国民の安全と安心のための施策の推進　……………………………………　３８
１　有効で安全な医薬品・医療機器を迅速に提供するための対策の推進
２　食品安全対策の推進
３　自殺対策の推進
４　麻薬・覚せい剤等対策の推進
５　健康危機管理体制の強化
６　安全で良質な水の安定供給

第８　年金記録問題等への対応　……………………………………………………　４２
１　年金記録問題への対応
２　日本年金機構発足へ向けた組織改革及び業務改革の推進

第９　各種施策の推進　………………………………………………………………　４４
１　国際社会への貢献
２　科学技術の振興
３　社会保障カード（仮称）の導入に向けた検討（新規）
４　社会保険・労働保険の徴収事務の一元化の推進
５　戦傷病者・戦没者遺族の援護等
６　中国残留邦人に対する新たな支援
７　原爆被爆者の援護
８　カネミ油症研究の推進
９　生活衛生関係営業の指導及び振興の推進

（参考）重点施策推進要望事項

主要事項一覧表　……………………………………………………………………　５０

Ⅰ　予算概算要求総括表

平成20年度 厚生労働省予算概算要求総括表

【一般会計】

（単位：億円）

区　　分	平成19年度 予算額 (A)	平成20年度 要求・要望額 (B)	増△減額 (B)－(A)
一般会計	214,769	221,604	6,835
・年金・医療等に係る経費	201,910	206,123	4,214
・義務的経費（年金・医療等に係る経費を除く）	5,359	5,965	606
・公共事業関係費（水道）	770	930	159
・その他経費	6,730	8,587	1,856

（注1）平成20年度要求・要望額は、「重点施策推進要望枠」を含んでいる。また、政府管掌健康保険の公法人への移行等に伴う経費区分の変更を含んでいるため、増△減額が概算要求基準と一致しないものがある。

（注2）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

○　年金・医療等に係る経費について、概算要求基準額の範囲内に収めるための方策については、予算編成過程において引き続き検討する。

○　予算編成過程で検討

1．基礎年金国庫負担割合引上げに係る経費

2．「重点戦略策定に向けての基本的考え方」（平成19年6月1日「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議）に基づく少子化対策につき国が負担することとなる経費

3．「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日政府・与党合意）に基づく対策に係る経費　　等

【特別会計】

（単位:億円）

区　　分	平成19年度 予　算　額 (A)	平成20年度 要求・要望額 (B)	増△減額 (B)－(A)
特　別　会　計	759,733	770,306	10,573
年 金 特 別 会 計	722,335	734,984	12,649
船員保険特別会計	651	666	15
労働保険特別会計	35,254	32,925	△ 2,329
国立高度専門医療センター特別会計	1,493	1,731	238

（注１）特別会計の金額は、それぞれの勘定の歳出額を合計したものである。
　　　　ただし、労働保険特別会計においては、徴収勘定を除いたものである。
（注２）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

Ⅱ　主　要　事　項

第１　健康な生活と安心で質の高い医療の確保等のための施策の推進

「緊急医師確保対策について」（平成１９年５月）に基づく医師確保対策をはじめとした地域医療の確保など、安全・安心で質の高い医療提供体制の充実を図る。

また、子どもを守り育てる健康対策、女性を応援する健康プログラム、メタボリックシンドローム対策などの健康施策を総合的に進める「新健康フロンティア戦略」（平成１９年４月）を推進する。

特に、がん対策については、「がん対策推進基本計画」（平成１９年６月）に基づき、放射線療法・化学療法の推進と専門医等の育成、治療の初期段階からの緩和ケアの実施、がん登録の推進などを重点課題として、総合的かつ計画的に推進する。

また、革新的な医薬品・医療機器の創出については、「革新的医薬品・医療機器創出のための５か年戦略」（平成１９年４月）に基づく施策を推進する。

このほか、新型インフルエンザ対策、肝炎対策等の感染症・疾病対策を推進する。

医療保険制度については、後期高齢者医療制度等の円滑な施行を図るとともに、医療費適正化に関する施策を推進する。

１　医師確保対策などの安全・安心で質の高い医療提供体制の充実　７６５億円（６５０億円）

（１）医師確保対策の更なる推進　１６０億円

○　医師派遣システムの構築　３０億円

・　医師派遣体制の構築・推進　８．３億円

都道府県が医療対策協議会における検討に基づき実施する医師派遣に対して支援を行う。

また、医師確保の必要性や緊急性が高く、かつ、都道府県において域内での医師派遣について十分に検討するなどの努力を行ってもなお必要な医師が確保できない地域に対し、安定的に医師が確保できるまでの間、国レベルで緊急臨時的な医師派遣を行う体制をつくる。

・　医師派遣に協力する病院の診療体制の強化（新規）　２１億円

派遣元の病院において、派遣医師が従前行っていた業務をカバーする医師など派遣医師以外の医師の負担を軽減するとともに、診療体制の強化を図るため、診療体制の確保や医療機器等の整備に対する支援を併せて行う。

○　病院勤務医の過重労働解消のための勤務環境の整備等（新規）

１３億円

病院勤務医の過重労働を解消するため、交代勤務制、変則勤務制等を導入する病院への支援措置を講ずるとともに、病院勤務医の事務を補助する医療補助者の配置を推進する。

また、産科医療機関が減少している現状にかんがみ、産科医療機関への財政的支援を実施するとともに、産科医の負担を軽減し、安全で安心なお産の場を確保するために必要な総合的な助産師確保策を推進する。

○　女性医師等の働きやすい職場環境の整備　２３億円

・　女性医師の復職研修支援の推進（新規）　５．２億円

女性医師の復職に向けて病院等で行われる研修等への支援を行う。

・　女性医師バンクの体制の充実、病院内保育所の拡充等　１８億円

女性医師バンクの体制の充実を図るとともに、病院内保育所の更なる拡充等により、女性医師、看護職員等の離職防止及び再就業の促進を図る。

○　研修医の都市への集中の是正等　２５億円

・　医師不足地域における研修の支援（新規）　２４億円

都市部の臨床研修病院の研修医が一定期間医師不足地域等で研修を行うことに対する支援や、医師不足地域等の臨床研修病院が、研修医の確保を図るために、自らの研修プログラム等を研修医に対しＰＲすることを支援する事業を創設する。

・　マグネットホスピタル研修事業の推進　１．４億円

臨床研修後の専門医に向けた研修について、地域医療への従事と関連づけた事業を推進する。

○　医療リスクに対する支援体制の整備　２．３億円

産科医療補償制度創設後における一定の支援を行うとともに、診療行為に関連した死亡に係る死因の調査や臨床評価・分析、再発防止等に取り組む組織が創設された場合に必要となる準備体制を確保する。

○　患者アクセスの支援　１．７億円

・　医師不足地域における患者輸送車の運行支援（新規）　７７百万円

特定の地域や診療科で医師が不足している現状において、患者の医療機関までのアクセスを確保するための車の運行に対する支援を行う。

・　**患者宿泊施設の整備に対する支援**

離島等アクセスが悪い地域の患者等が拠点病院を利用するための患者宿泊施設の施設・設備整備に対する支援を行う。

（医療施設等施設・設備整備費補助金（合計１８億円）の内数）

○　小児科・産科をはじめ地域の拠点となる病院づくりとネットワーク化などの取組　９３億円

小児科・産科医療体制の集約化・重点化を行うため、他科病床への医療機能の変更等に係る整備に対する支援を行うとともに、へき地・離島の診療所における地域保健・医療の研修、小児科・産科や医師不足地域の病院における宿日直研修に対する支援を行うなど、地域医療提供体制の確保を図る。

（２）安全・安心で質の高い医療の基盤整備　６７６億円

○　小児救急医療体制・ドクターヘリの整備をはじめとする救急医療体制の確保　９５億円

特に予後に重大な影響を伴い、初期の救命医療が重要な脳卒中、心筋梗塞その他重度外傷等に対応できるよう、高度の救命救急センターにおける専門医の確保を図るとともに、既存の救命救急センターまで相当の時間を要する地域に対し、「地域救命救急センター（仮称）」の設置を図るほか、ドクターヘリ（医師が同乗する救急医療用ヘリコプター）事業を推進する。

また、小児の二次救急医療を担う小児救急支援事業、小児救急拠点病院の休日夜間における診療体制の確保や小児救急電話相談事業（＃８０００）など小児救急医療体制を確保する。

○　へき地などの保健医療対策の充実　５５億円

各都道府県が設置するへき地医療支援機構の体制を強化し、へき地・離島の診療所等に対する支援の充実を図る。

○　看護職員の資質向上と就業継続支援　１０２億円

・　**新人看護師に対する医療安全推進モデル研修の実施（新規）　２．５億円**

医療安全の確保に向け、十分な教育体制と研修プログラムに基づき新人看護師に対する研修を試行的に実施する。

・　**看護職員の就業継続支援　8百万円**

多様な勤務形態により看護職員を活用している医療機関の事例を普及することにより看護職員の就業の促進を図る。

（３）医療分野における情報化の推進　　３２億円

○　個人が本人の健康情報を活用できる基盤づくりに向けた取組（新規）　　１．４億円

電子化される健康情報の高度利活用を図るため、医療・健診等データの相互利用をはじめとする情報共有のための方策、情報技術者のいない医療機関において医療情報を長期にわたり安全に保管するための方策及び個人の健康情報を有効に医療へ活用するための方策について検討するための試行的事業を実施する。

○　医療情報システムのための医療知識基盤データベースの研究開発　　１．７億円

医療分野の情報化に伴い蓄積される医療情報から、臨床研究や診療に有用な情報を効率的に得られるよう、容易に検索や解析が可能なデータベースを研究開発する。

○　医療情報システムの相互運用性確保に向けた取組　　１．４億円

医療機関内の仕様の異なる各システムの相互接続性や互換性を確保するための取組を進め、システムの標準化を図り、効率的な医療情報システムの普及を図る。

○　レセプトオンライン化の推進　　２３億円

レセプトのオンライン化を進めるとともに、医療サービスの質の向上等を図るため、全国規模でのレセプトデータの収集・分析のための体制を構築する。

２　新健康フロンティア戦略の推進　１，９０５億円（１，６９９億円）

（１）子どもを守り育てる健康対策（子どもの健康力）　　１００億円

○　産科・小児科医療の確保（一部再掲）　　９１億円

産科医療機関が減少している現状にかんがみ、産科医療機関への財政的支援を行うとともに、周産期医療体制（出産前後の母体・胎児や新生児に対する産科・小児科双方からの一貫した医療体制）の整備を進める。

また、小児の二次救急医療を担う小児救急支援事業、小児救急拠点病院の休日夜間における診療体制の確保や小児救急電話相談事業（＃８０００）など小児救急医療体制を確保する。

○　発達障害児等を支援する体制の構築　8．8億円

・　発達障害者支援センター等における支援　2．1億円

発達障害者支援センターにおいて、発達障害児等やその家族への支援を行うとともに、都道府県等の各圏域において、ライフステージに対応した一貫した支援を行うためのネットワークを構築する。

・　子どもの心の診療拠点病院の整備（新規）

発達障害、児童虐待など、様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を併せて行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

（母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）（５１億円）の内数）

・　発達障害者への支援手法の開発や普及啓発の着実な実施　6．4億円

先駆的な取組を通じて発達障害児等への有効な支援手法を開発・確立するとともに、発達障害児等支援に携わる職員等への研修や発達障害情報センターによる全国の関係機関等への情報提供及び普及啓発を行う。

（２）女性を応援する健康プログラム（女性の健康力）　２８８億円

○　女性の健康的な「自分」づくりの支援及び「女性のニーズに合った医療」の推進　１５７億円

女性の健康づくりを支援するため、食事バランスガイドを活用した健全な食生活の普及啓発、エクササイズガイドを活用した自分の健康状況やライフスタイルにあった運動習慣の普及啓発、若年女性の喫煙防止対策及び骨粗しょう症検診の受診勧奨を推進するための普及啓発等を行う。

○　「女性のがん」への挑戦（第１－３で詳述）　２７億円

全国的に整備されたマンモグラフィによる乳がん検診を推進するための診断支援や精密検査に用いるマンモコイルのがん診療連携拠点病院への緊急整備を実施するとともに、予防等に関する普及啓発を行う。

（３）メタボリックシンドローム対策の一層の推進
（メタボリックシンドローム克服力）　１１０億円

○　メタボリックシンドローム対策・糖尿病予防の重点的推進　５１億円

・　糖尿病等の生活習慣病対策推進費（新規）　4．3億円

糖尿病等の生活習慣病を効果的かつ効率的に予防・治療するため、個人の特徴に応じた予防・治療（テーラーメイド予防・治療）の方法の研究開発や普及等を行う。

・　「健やか生活習慣国民運動」の推進　52百万円

「健やか生活習慣国民運動全国協議会（仮称）」を設置して、普及啓発キャンペーンの展開（中央行事の開催）、全国の先進的事例の収集・情報提供等を行い、運動習慣の定着、食生活の改善及び禁煙を柱とした「健やか生活習慣国民運動」を推進する。

○　効果的な健康診査・保健指導の実施体制の充実等　58億円

・　健康診査・保健指導の実施体制の充実（新規）　1．3億円

平成20年度から40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする糖尿病等に着目した健康診査及び保健指導（特定健康診査・特定保健指導）の実施を医療保険者に義務付けることに伴い、保健師や管理栄養士に対する地域の実情に応じた研修プログラムの実施、関係機関との連携など保健指導を円滑に行うための拠点整備、保健指導の効果についての検証及びその内容を反映した健康診査・保健指導を担う人材の資質向上を推進し、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施を図る。

・　健康増進事業の円滑な実施（新規）　57億円

平成20年度から健康増進法に基づき市町村が実施することとなる健康増進事業（健康教育、健康相談等）の円滑な実施を図る。

（4）がん対策の一層の推進（がん克服力）（第1－3で詳述）　282億円

（5）こころの健康づくり（こころの健康力）　50億円

○　認知症対策の一層の推進　39億円

・　認知症ケアの高度化（新規）　77百万円

介護サービスを提供する現場における認知症の方々やその家族のニーズに適切に対応するため、国内外の認知症ケア実践例に関する情報の集積、分析評価及び発信を行い、認知症ケアの高度化を図る。

・　認知症医療提供体制の整備等　20億円

認知症の原因疾患の診断や認知症の周辺症状及び身体合併症に関する医療の提供体制を整備するとともに、予防、早期診断、治療の向上に向けた調査研究を推進する。

○　うつ対策の一層の推進　　１２億円

うつ病の早期発見・治療の推進のため、うつ病等についての普及啓発活動を実施するとともに、相談・治療体制の整備を推進するため、かかりつけ医や心理職等を対象とした専門的な研修を実施する。

また、うつ病の病態解明や診断・治療法、うつ病患者の社会復帰のためのプログラム等に関する研究開発を推進する。

（６）介護予防対策の一層の推進（介護予防力）　　８５２億円

インターネットを活用した特定高齢者チェックシステムの開発や骨折予防マニュアル、膝痛・腰痛対策マニュアルの作成など、介護予防対策を一層推進する。

また、運動器疾患の予防、早期診断、治療の向上に向けた調査研究を推進する。

（７）人間の活動領域の拡張、医療・福祉技術のイノベーション
（人間活動領域拡張力、研究開発力）　　４４８億円

○　革新的医薬品・医療機器の開発　（第１－４で詳述）　　２９２億円

（８）各種の取組　　３３３億円

○　歯の健康づくり（歯の健康力）　　５．１億円

幼児期・学齢期のう蝕（むし歯）予防対策、主に成人期の歯周疾患対策及び高齢期・寝たきり者等の口腔ケアに関する検討を進めるとともに、在宅歯科医療、口腔ケア等に係る専門的知識及び技能を有する歯科医師等を養成することにより８０２０運動をさらに推進する。

○　食育の推進（食の選択力）　　１０億円

食生活改善推進員等の食育推進活動を支援するほか、食事バランスガイド等の普及啓発による健全な食生活に関する情報提供の促進等により、栄養と運動の両面から肥満予防対策に取り組む。

３　がん対策の総合的かつ計画的な推進　　２８２億円（２１２億円）

（１）放射線療法・化学療法の推進と専門医等の育成　　７４億円

２次医療圏に１か所程度整備しているがん診療連携拠点病院に先進的な放射線治療機器を緊急整備するとともに、がん医療の専門的な知識及び技能を有する医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等を育成するための研修を実施する。

（２）治療の初期段階からの緩和ケアの実施　７．４億円

○　専門的な緩和ケアの推進　５．３億円

がん診療に携わる医師に対し緩和ケアやコミュニケーション技術等の研修を行う。

また、医療用麻薬の適正使用を推進するため、医療関係者向けの研修会を行うとともに、適正使用マニュアルを作成し、医療関係者等へ広く周知する。

○　在宅療養・緩和ケアの実施　２．１億円

在宅における緩和ケアを希望する患者等に対し、在宅緩和ケア支援センターにおいて総合的な相談・支援を行うとともに、医療従事者への研修や在宅ホスピスケア推進のためのアドバイザー派遣、普及啓発を実施する。

（３）がん登録の推進　３２百万円

科学的知見に基づく適切ながん医療の提供に資するよう、がん患者の診断・治療内容等の情報を把握・分析するため、国立がんセンターにおいて院内がん登録を進めるとともに、がん診療連携拠点病院等に対して精度の高い院内がん登録を実施するための支援を行う。

（４）がん予防・早期発見の推進とがん医療水準均てん化の促進　９７億円

○　がん予防・早期発見の推進　５５億円

・　乳がん検査用マンモコイルの緊急整備（新規）　１１億円

乳がん検診を更に推進するため、がん診療連携拠点病院に対して、精密検査に用いるマンモコイルの緊急整備を実施する。

・　がん検診及び普及啓発の推進　１３億円

乳がん検診に用いるマンモグラフィに係る診断支援を可能とするためのモデル事業を実施するとともに、がん検診の精度管理に資する検診従事者の育成を進める。

また、一般国民向けのがんの予防や治療に関するパンフレット並びにがん患者及びその家族向けの小冊子等を作成するなど、普及啓発を図る。

○　がん医療水準均てん化の促進　４２億円

がん対策情報センター（国立がんセンターに設置）において、がん診療連携拠点病院と連携し、がん医療に関する最新情報の収集、蓄積、分析、発信を行う。

また、都道府県がん対策推進計画に基づく事業として、都道府県が新たに実施する地域特性を踏まえた事業や先駆的な事業等に対する支援を行うとともに、がん診療連携拠点病院における遠隔病理診断を可能とする体制を整備する。

（５）がんに関する研究の推進　　　１０３億円

がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持・向上を図るため、がん対策に資する研究をより一層推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究成果を普及、活用する。

４　革新的医薬品・医療機器創出の推進　　２９５億円（２４７億円）

（１）革新的医薬品・医療機器の研究開発の推進　　　２６３億円

○　医薬品・医療機器に関する研究費の重点化・拡充　　　２６２億円

臨床研究・実用化研究、がん、精神神経疾患、難病等の重大疾病領域、希少疾病領域、新たな技術（バイオマーカー（健康状態を把握するための指標）、テーラーメイド医療（個人の特徴に応じた医療）、再生医療、マイクロドーズ（新薬開発のためにごく微量の物質を人体に投与する試験））などの領域を重視し、革新的医薬品・医療機器の研究開発を推進する。

○　ベンチャー企業の育成（新規）　　　３８百万円

大学発のベンチャー企業等を対象として、治験、承認申請等の薬事制度に係る相談に応じる体制を整備する。

○　アジアとの連携（新規）　　　７７百万円

中国及び韓国と共同で行う臨床研究を支援する体制を整備するとともに、中国、韓国などにおける医薬品治験データの活用に関する調査を実施する。

（２）臨床研究・治験環境の整備　　　２８億円

○　「医療クラスター」（仮称）の整備（新規）　　　１５億円

中核的医療機関を中心として臨床研究推進病床、実験施設、機器等を整備し、産官学が密接に連携して基礎研究から臨床研究への実用化を進める「医療クラスター」（仮称）の整備を行う。

○　再生医療を推進するための拠点の整備（新規）　　　４．１億円

再生医療の技術者の養成及び先進技術の民間への技術移転を推進する実施拠点を整備する。

○　治験・臨床研究の充実のための拠点の整備　　　７．６億円

治験拠点病院における治験コーディネーターの配置等、治験環境の充実を図るとともに、関連する医療機関への情報提供等の支援を行う。

○　治験コーディネーター等の養成　８９百万円

治験を円滑に進めるために、医師と患者とのパイプ役となる治験コーディネーターや、質の高い治験を効率的に行うために必要な治験データの収集や整理を担当するデータマネジャーの養成研修を実施する。

（３）審査の迅速化・質の向上　１１億円

○　国際共同治験の充実強化（新規・一部再掲）　６７百万円

日米欧三極における医薬品の国際共同治験に関する相談体制の整備や日米両国における医療機器の同時開発・審査・承認のための検討を行うとともに、中国、韓国などにおける医薬品治験データの活用に関する調査等を実施する。

（４）後発医薬品の使用促進　２．９億円

後発医薬品の使用促進を図るための関係者による協議会を設置するとともに、後発医薬品の信頼性を確保するために、その品質の確認や先発医薬品との同等性などに関する情報提供等を行う。

５　感染症・疾病対策の推進　２，０８９億円（１，９８２億円）

（１）新型インフルエンザ対策など感染症対策の充実　２４４億円

○　新型インフルエンザ対策の更なる推進　１５１億円

抗インフルエンザウイルス薬、新型インフルエンザワクチン及び医療従事者のための個人防護具の備蓄を進めるとともに、新型インフルエンザに対する監視体制の強化及び水際対策の推進を図る。

また、新型インフルエンザの正しい情報を広く国民に提供するとともに、医療従事者を対象とした研修を行う。

○　新興・再興感染症対策に関する研究の推進　２９億円

新型インフルエンザをはじめとする新興感染症や結核などの再興感染症、感染症の原因となる病原体の管理方法など、感染症対策に関する研究を推進する。

（２）肝炎対策　７９億円

○　肝炎ウイルス検査・相談・普及啓発の実施　５５億円

市町村や医療保険者において引き続き肝炎ウイルス検査等を実施するとともに、保健所等における利便性に配慮した検査・相談体制を整備する。

○　治療水準の向上等　２２億円

都道府県の肝疾患診療連携拠点病院を整備するとともに、肝疾患情報の共有化、医療従事者に対する研修等拠点病院に対する支援事業を実施する。

また、肝疾患の新たな治療方法等の研究開発の推進を図る。

※　「従来の延長線上ではない」新たな対策に係る経費の取扱いについては、今後の予算編成過程において検討する。

（３）難病対策　１，１７８億円

難治性疾患に関する調査・研究の推進により治療法等の確立と普及を図るとともに、難病相談・支援センター事業の充実等により、地域における難病患者の生活支援等の推進を図る。

（４）エイズ対策　８９億円

都道府県の中核拠点病院におけるカウンセリング体制を強化するとともに、県内の拠点病院に対し情報提供等の支援を実施する。

また、集客数の多いイベント等と連動した臨時検査を実施するとともに、青少年や同性愛者等に対する普及啓発を行い、エイズ予防を推進する。

（５）ハンセン病対策　４５７億円

ハンセン病療養所入所者の療養を確保するとともに、退所者等の社会生活を支援する。

また、国立ハンセン病資料館の運営など、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発の充実を図る。

（６）移植対策　２７億円

骨髄バンク事業に係るあっせん業務を強化するとともに、さい帯血の安全管理体制の充実を図るための研修事業を実施するほか、引き続き、臓器移植の推進を図る。

（７）リウマチ・アレルギー対策　１４億円

リウマチ、気管支喘息（ぜんそく）、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど免疫アレルギー疾患の治療法等の研究を推進するとともに、引き続き、喘息死ゼロ作戦を推進する。

6　安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保
８兆６，８１５億円（８兆４，２０９億円）

○　政府管掌健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度等に係る医療費国庫負担　８兆６，８１５億円

各医療保険制度に係る国庫負担に要する経費を確保するとともに、後期高齢者医療制度等の円滑な施行を図る。

7　医療費適正化に関する施策の推進　５９９億円

（１）特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施（新規）　５７１億円

平成２０年度から医療保険者に４０歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする糖尿病等に着目した健康診査及び保健指導（特定健康診査・特定保健指導）が義務づけられることから、これらの円滑な実施を図る。

（２）病床転換助成事業の実施（新規）　２８億円

医療の効率的な提供を推進するために、医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う整備費用の助成を行い、医療療養病床の再編を推進する。